

みんな大事なひとり

市民と人権2020

今日をともに
生きる
明日へ
ともにつなげる

広島市人権啓発ポスター(令和2年度) 協力:広島市立舟入高等学校 書道部

特集1

「インターネットによる人権侵害」
～ネット被害から子どもを守れ～P1~P2

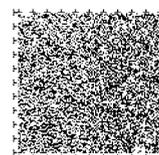
特集2

「性的マイノリティの現在」
～よりよい職場対応に向けて～P3~P4

様々な人権課題P5~P6

人権に関する各種相談窓口P7

広島市



インターネットによる人権侵害 ～ネット被害から子どもを守れ～

市民向けの人権啓発講座(令和2年2月4日開催)でインターネット上の人権侵害や悪質な書き込みの違法性とその対処についてご紹介いただきました。子どもたちを被害から守るためにやらなくてはならないこと、また大人も被害者や加害者にならないために必要なことを学びました。

インターネット社会の現状

インターネットは近年普及し、社会を大きく変え生活を便利にしてきた反面、インターネット上での人権侵害や個人情報の流出など様々な問題をもたらしています。

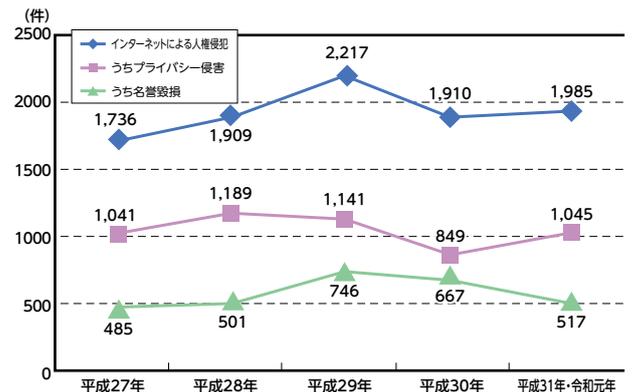
平成30年の全国の警察に寄せられたインターネットトラブルの相談件数は、年間12万6000件にのぼります。そのうちインターネット上での人権侵害の相談が1万件を超えています。誰にも相談できず、我慢している人がいることを考えればこの件数は氷山の一角であり、もっと多くの人が被害にあっていることは容易に想像することができます。



インターネット上での人権侵害

インターネット上での人権侵害事案は年々増加しており、その中で最も多いものはプライバシー侵害です。プライバシー侵害は、インターネットを使っている本人の写真や個人情報の安易な掲載で被害にあうケースが多く、たとえ、本人が掲載しなくても友人や関係者が掲載してしまう場合もあり、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があります。加害者や被害者にならないようにするためには、インターネット上に自分や他人の写真などの個人情報を掲載しないことが重要です。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移



出典:「平成31年及び令和元年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」法務省人権擁護局

インターネット上に掲載された写真が悪用されることによっておこる被害の例

- 画像編集アプリ等を利用し、ヌード写真に編集されネット上に掲載される
- キャバクラなどのちらしや出会い系サイトのプロフィール写真に使用される
- 写真の背景などから撮影場所や自宅を特定され、ストーカーの被害にあう
- 旅行中の写真を投稿することにより、留守であることが分かり、泥棒の被害にあう
- 悪ふざけ写真を投稿したことにより、個人情報がさらされバッシングを受ける

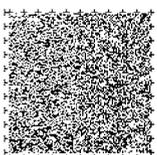
悪質な書き込みの違法性

インターネット上には様々な悪質な書き込みがあり、その違法性も様々です。

①不適切でありながら法律違反になっていない書き込み

社会的には許されない不適切な書き込みでありながら、法律違反とする明確な根拠がないため、その行為を法的に禁止したり、制限したり、罰則を与えたりすることができない書き込みがあります。

例:他人の学歴や病歴等のプライバシーの無断書き込み



講師:佐藤 佳弘 氏

株式会社情報文化総合研究所代表取締役
武蔵野大学名誉教授

○講師プロフィール○

東北大学を卒業後、富士通㈱に入社。その後、東京都立高等学校教諭、
㈱NTTデータを経て、現在は㈱情報文化総合研究所代表取締役、武蔵
野大学名誉教授。その他東京都人権施策に関する専門家会議委員、京
都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会アドバイザー等。



②被害者が法律違反だと主張しても直ちに対処ができない書き込み

名誉毀損や侮辱、脅迫の書き込みは刑法に違法とする根拠はありますが、裁判の
手続きを経て決着がつくため、直ちに対処できません。

例:名誉毀損…「〇〇は犯罪者だ」、「〇〇は××と不倫している」

侮辱……………「〇〇はバカ」、「〇〇はアホ」

脅迫……………「殺すぞ」、「殴るぞ」、「写真をネットにばらまくぞ」



③法律違反として対処される書き込み

例:児童ポルノ(児童ポルノ禁止法^(※1)違反)、リベンジポルノ(リベンジポルノ被害防止法^(※2)違反)

※1 児童ポルノ禁止法(正式名称:児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律)

※2 リベンジポルノ被害防止法(正式名称:私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律)

悪質な書き込みへの対処

子どもが被害にあわないように保護者にできる未然防止策

- スマートフォンは契約者である保護者が貸し与えるものであり、
ルールが守れなければ返すことを子どもに話しておく。
- 家庭でスマートフォンを使用する上でのルールを決めておく。

例:悪口、うわさを書かない

自分や友達の写真を投稿しない

知らない人に返信しない

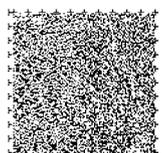
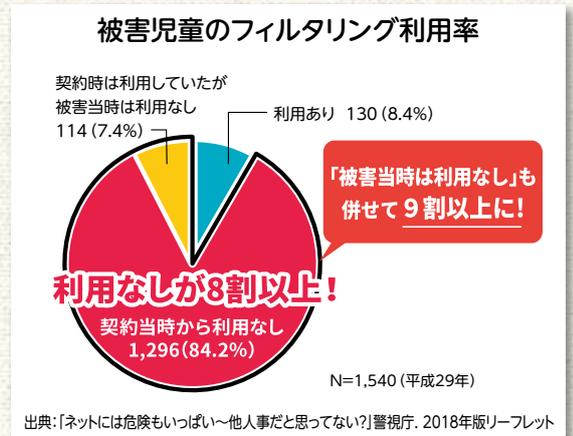
- スマートフォンにフィルタリング機能(有害サイトにアクセスできなく
する機能)を入れる。
- スマートフォンにペアレンタルコントロール機能(スマートフォンの利用を保護者が監視し制限する機能)を入れる。
- SNSをスマートフォンのアドレス帳と連動しないよう設定し、アドレス帳が転送されないようにする。

子どもの被害を早期に発見する方法

- 子どもの名前をインターネットで検索する。
- 子どものスマートフォンに援助交際やいじめに関する言葉が入ると保護者に通知されるアプリを活用する。
- 子どもの異変(食欲、表情など)をキャッチする。

子どもが被害にあった場合の対処方法

- 証拠を残すため記録(印刷、スクリーンショットなど)をとる。
- 学校へ連絡したり、警察へ通報する。
- 人権擁護機関などの専門機関へ相談する(人権侵害の場合は7ペー
ジの「人権に関する各種相談窓口」に相談してください。)



性的マイノリティの現在 ～よりよい職場対応に向けて～

LGBTなどの性的マイノリティへの関心が高まる一方、当事者が社会において直面する困難などについてはまだ知られていないことも多くあります。性的マイノリティへの理解を深め、働きやすい職場環境を作るため、性的マイノリティについての基本的な知識や職場で必要とされる対応について紹介します。

※この内容については、令和2年2月28日に企業向けの人権啓発講座で講演いただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となったものです。

性的マイノリティとは

性的マイノリティとは、LGBT(L:レズビアン、G:ゲイ、B:バイセクシュアル、T:トランスジェンダー)を含む性的少数者のことをいいます。

性には「性別(戸籍・身体)」、「性的指向(好きになる対象の性)」、「性自認(心の性)」、「性表現(服装や言葉づかいなど)」の4つの要素があります。そのうち「性的指向=Sexual Orientation」、「性自認=Gender Identity」をあわせてSOGI(ソジ)と表現することがあります。だれを好きになるか、自分の性をどう認識するかはその人の自由であり、すべての人が有する人権です。

また、電通ダイバーシティラボが平成30年に行ったインターネット調査では、調査対象者の8.9%が性的マイノリティであると発表されました。

レズビアン	……………	女性同性愛者
ゲイ	……………	男性同性愛者
バイセクシュアル	……………	両性愛者
トランスジェンダー	……………	身体の性と心の性(性自認)が異なる人



性の多様性のシンボル「レインボーフラッグ」

性的マイノリティが置かれている社会的状況

平成27年に行われた「性的マイノリティに対する意識についての全国調査」から以下のことが分かりました。

- 男性より女性、高齢者層より若年者層の方が性的マイノリティに対する寛容度が高い。
- 一般的に性的マイノリティの可視性は高まってはいるが、実際に身近に性的マイノリティがいると認識している人は少ない。
- 家族といった身近な存在に対する寛容度がより低い。
- 40代から50代までの中年層の男性管理職の職場における性的マイノリティに対する寛容度が低い。
- 子どもをもつ親は、性的マイノリティの小学校教員と性的マイノリティに関する教育を行うことに対する寛容度が低い。

出典:「日本におけるフィア・スタディーズの構築研究グループ」平成27年実施調査

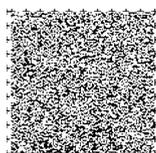
性的マイノリティが直面する孤立の問題

多くの学校や職場、地域社会では、性的マイノリティに対する理解が進んでいるとはいえません。性的マイノリティの方々には偏見や差別のため、様々な孤立の問題に直面しています。

● 感情的孤立

家族や友人などの人間関係から切り離されていると感じ、自分のセクシュアリティ(「性的指向」)やジェンダー(「性自認」)を受け入れてもらえないのではないかと不安を抱きます。その結果、家族や友人との間でのコミュニケーションが不足してしまいます。

また、当事者だけでなく、カミングアウト(※1)を受けた家族も孤立します。特に家族内で知っている人と知らない人がいる場合には、家族問題に発展する可能性もあります。



講師:河川 和也氏

広島修道大学人文学部教授

○講師プロフィール○

社会学を専攻し、主にゲイ・スタディーズ、クィア・スタディーズの領域で、性的マイノリティに対する社会意識と政策の研究、地方都市で生活するLGBTに関する研究を行っている。近年は、教育関係者、行政関係者、企業関係者等に対して、LGBT対応関連の講演活動も実施している。



● 社会的孤立

性的マイノリティ同士が出会うことは、困難な状況です。①実際に出会いの場が物理的に少ない、②自分のセクシュアリティやジェンダーを否定的にとらえていることで、他の性的マイノリティとの出会いを避けようとする、③出会っても相手に自分の情報を伝えることが難しいなどの理由から、社会的なつながりを持つことが難しくなり、コミュニティの形成が困難となります。

● 認知的孤立

性的マイノリティがセクシュアリティやジェンダーに関する正しい情報を得ることは難しく、否定的な情報に傷ついてしまったり、間違った情報を信じきってしまったりします。

※LGBTに関する相談をエソール広島で受け付けています。詳しくは7ページの「LGBT相談」をご覧ください。



もしもカミングアウトされたら……

カミングアウト^(※1)されたということは、本人があなたを信頼しているからです。そしてこれからも関係を続けていきたいからです。

- 受容的な態度で受け止めましょう ～「大切なことを伝えてくれてありがとう」「何かできることがありますか」など
- どこまで伝えていいかを確認しましょう ～本人の承諾なしに第三者に伝えるとアウトティング^(※2)となります。

※1 カミングアウトとは…自分が性的マイノリティであることを自分の意志で他の人に伝えることです。

※2 アウトティングとは…本人の許可なくその人の性的指向や性自認を第三者に暴露することで、決して許されない行為です。

今日から私たちができること

まずは、身近に性的マイノリティの方々がいなくても、仮にいと想定し行動してみましょう。

● 言葉の言い換え

「オカマ」「ホモ」「レズ」といった侮辱的なことばや「気持ち悪い」「異常」といった性的マイノリティの方々を見下した不用意な発言は、当事者や親族に当事者がいる人も傷つけます。また、これらの発言を聞いたら一緒になって笑うといった同調をしないようにしましょう。

例:ホモ、オカマ→ゲイ レズ→レズビアン

● 性別で限定しない対応

異性のパートナー等を前提とした表現は使わないようにしましょう。

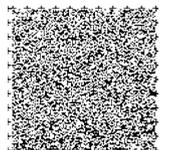
例:ご主人・奥さん等→パートナー、お連れ合い

息子さん・娘さん→子どもさん等

「男の子なんだから泣いちゃダメ」など

● 性の多様性について理解する

性の多様性に関する本などで、自分自身を含む性のあり方について理解したり、家族や友人と話し合ったりする機会をもってみましょう。



様々な人権課題

外国人の人権

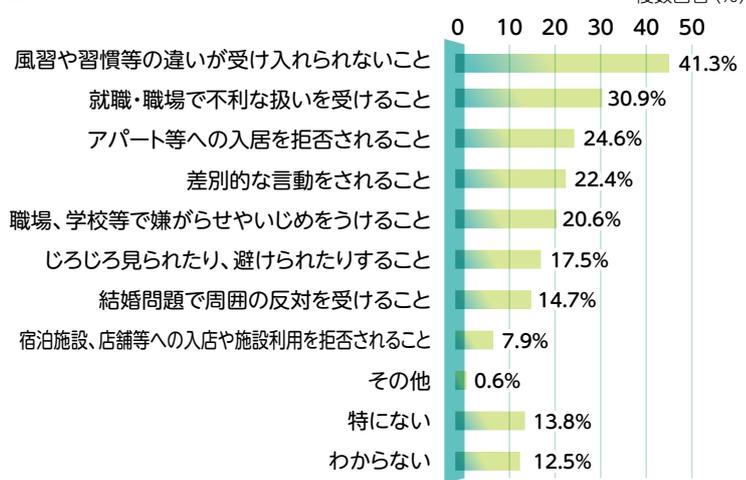
令和元年12月末現在、約293万人の外国人が日本で暮らしており、日本で暮らす外国人は長期的に増える傾向にあります。こうした中、国籍や民族、生活習慣等の違いから、様々な人権問題が発生しています。

例えば、外国人であることを理由に、「就職・職場で不利な扱いを受けた」、「アパートへの入居を拒否された」などです。

また、広島市では、令和2年8月末現在、約2万人の外国人市民が暮らしています。市民一人一人が健康で幸せに暮らしていくために、国籍や民族などの異なる人々がお互いに文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていく「多文化共生」の社会を実現させることが大切です。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



ヘイトスピーチ、許さない。

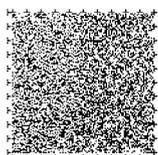
特定の国の出身者であること又はその子孫であることを理由に、危害を加えようとしたり、著しく侮辱するなど、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。ヘイトスピーチの解消に向けた取組を推進するために、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(略称:ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。ヘイトスピーチは人々に悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。



同和問題(部落差別)

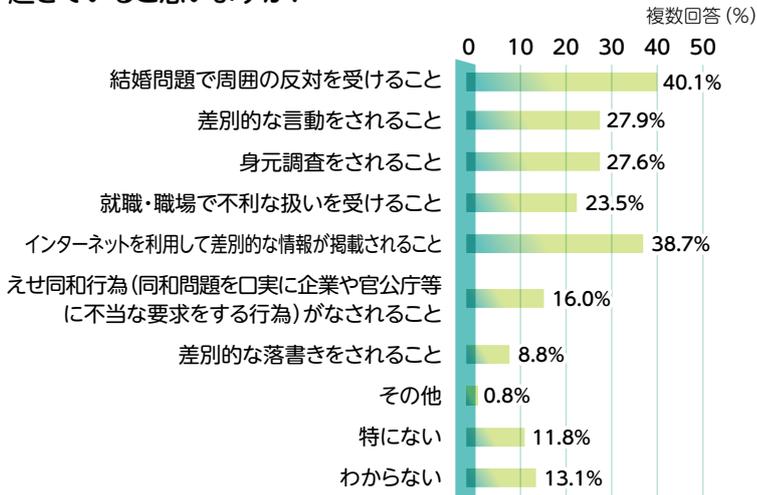
同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。結婚・就職などにおける差別や、インターネット上で不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案が発生しています。このような状況のなか、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私たち一人一人が、同和問題(部落差別)を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という認識をもって行動することが大切です。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



障害者の人権

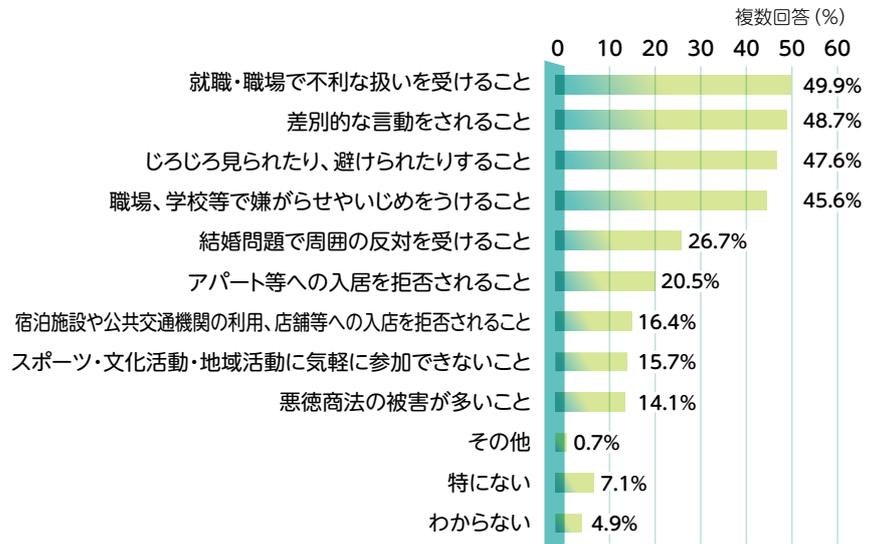
障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居、店舗でのサービス等を拒否されるなどの人権問題が発生しています。このような中、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が施行されました。

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を実現するためには、障害のある人のことを十分に理解し、配慮していくことが必要です。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

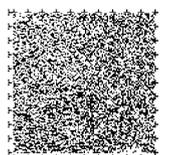
広島市では、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を一層推進するため、相談しやすい体制や紛争解決のための体制整備等を盛り込んだ「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（略称：広島市障害者差別解消推進条例）」を令和2年3月に制定しました（令和2年10月施行）。

すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。

その他の人権課題

このほか、法務省では、以下の項目についても「啓発活動強調事項」として定め、問題の解決に向け取り組むこととされています。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう



人権に関する各種相談窓口

※相談は無料で、秘密は守ります。

■全国の法務局・地方法務局等が開設している相談窓口

みんなの人権110番

 **0570-003-110**

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

受付時間 平日8:30～17:15

女性の人権ホットライン

 **0570-070-810**

※IP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30～17:15

子どもの人権110番

 **0120-007-110**

※一部のIP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30～17:15

インターネット人権相談受付窓口



←QRコードをバーコードリーダで読み込んで接続してください。
受付時間 24時間

外国語人権相談ダイヤル

(Foreign-language Human Rights Hotline)

 **0570-090-911**

(Weekdays 9:00～17:00)

対応言語 English(英語) Chinese(中国語)
Korean(韓国語) Filipino(フィリピン語)
Portuguese(ポルトガル語)
Vietnamese(ベトナム語) Nepali(ネパール語)
Spanish(スペイン語)
Indonesian(インドネシア語) Thai(タイ語)

※左記・上記の相談窓口は最寄りの法務局・地方法務局につながります。

広島市外国人市民の生活相談コーナー

〔生活全般の相談、行政機関等への同行または電話による通訳〕
対応言語：中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語

電話番号 082-241-5010

受付時間 平日9:00～16:00

場所 広島国際会議場1階 国際交流ラウンジ内
(広島市中区中島町1-5)

LGBT相談(エソール広島相談事業)

電話番号 082-207-3130

受付時間 毎週土曜日(祝日を除く)10:00～16:00

■人権擁護委員による人権相談

各区役所で人権擁護委員による人権相談を受け付けています。

相談時間 13:00～16:00(1人30分)

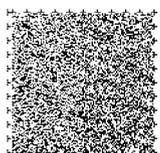
相談方法 相談日当日の8:30から電話で予約を受け付けます。(先着6人)

予約に空きがある場合は、電話での相談も可能です。

※相談日が祝日、8月6日、8月13日～16日、12月28日～1月4日にあたる場合は相談がありません。

相談場所	相談日	電話番号(直通)
中区役所区政調整課	毎月第2水曜日	082-504-2543
東区役所区政調整課	毎月第3水曜日	082-568-7703
南区役所区政調整課	毎月第1水曜日	082-250-8933
西区役所区政調整課	毎月第3木曜日	082-532-0925

相談場所	相談日	電話番号(直通)
安佐南区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-831-4925
安佐北区役所区政調整課	毎月第4木曜日	082-819-3903
安芸区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-821-4903
佐伯区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-943-9706



行政資料登録番号 広G9-2020-283
主管課 広島市市民局人権啓発部人権啓発課
TEL 082-504-2165

(この冊子は法務省委託事業で製作しています)